

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【事業年度】 第104期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日 (平成24年 3月期)	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日 (平成25年 3月期)	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日 (平成26年 3月期)	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日 (平成27年 3月期)	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日 (平成28年 3月期)
営業収益 (百万円)	52,631	67,854	90,547	82,700	67,584
純営業収益 (百万円)	50,756	65,954	88,682	81,374	66,277
経常利益 (百万円)	5,077	17,320	33,405	28,524	15,297
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,545	11,273	23,243	18,499	12,423
包括利益 (百万円)	2,348	13,926	24,923	22,178	10,295
純資産額 (百万円)	110,259	122,397	142,929	157,351	155,204
総資産額 (百万円)	641,216	630,061	617,270	458,106	568,548
1株当たり純資産額 (円)	416.51	461.12	528.26	579.91	580.16
1株当たり当期純利益 (円)	9.45	42.74	87.68	69.51	46.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		42.66	87.21	69.33	46.87
自己資本比率 (%)	17.1	19.4	22.8	33.8	26.9
自己資本利益率 (%)	2.3	9.7	17.7	12.6	8.1
株価収益率 (倍)	32.7	16.0	9.9	13.4	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	43,135	79,020	14,701	37,746	12,302
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,469	1,767	5,452	2,214	775
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,304	75,863	1,864	18,937	21,829
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	43,330	48,491	39,141	56,039	44,615
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,253 [329]	2,178 [305]	2,214 [345]	2,353 [357]	2,391 [383]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 平成24年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
営業収益	(百万円)	3,749	3,902	9,454	19,353	15,425
経常利益	(百万円)	2,430	1,893	6,954	14,594	11,335
当期純利益	(百万円)	1,569	1,624	7,296	13,777	12,640
資本金	(百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数	(株)	280,582,115	280,582,115	280,582,115	280,582,115	280,582,115
純資産額	(百万円)	100,611	102,787	103,386	111,833	110,912
総資産額	(百万円)	118,527	127,666	145,435	169,478	161,343
1株当たり純資産額	(円)	381.10	388.23	388.43	418.66	419.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額)	(円)	8.00 (4.00)	16.00 (4.00)	32.00 (18.00)	34.00 (14.00)	28.00 (14.00)
1株当たり当期純利益	(円)	5.83	6.16	27.52	51.77	47.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		6.15	27.38	51.64	47.69
自己資本比率	(%)	84.8	80.4	71.0	65.9	68.5
自己資本利益率	(%)	1.5	1.6	7.1	12.8	11.4
株価収益率	(倍)	53.0	110.9	31.5	17.9	12.9
配当性向	(%)	137.2	259.7	116.3	65.7	58.7
株主資本配当率	(%)	2.1	4.2	8.4	8.4	6.7
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(名)	65 [5]	73 [3]	59 [4]	93 [14]	97 [16]

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、第102期より、執行役員を含めておりません。
- 2 第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第103期の1株当たり配当額34円は、普通配当30円及び記念配当4円の合計額であります。

なお、「第1 企業の概況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和4年6月	株式会社高山商店設立。
昭和5年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
昭和19年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
昭和22年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
昭和23年9月	証券取引法による証券業者登録。
昭和24年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
昭和36年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
昭和39年10月	株式会社六鹿商店と合併。
昭和43年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
昭和44年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
昭和56年10月	遠山証券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
昭和59年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
昭和62年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
平成元年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部に指定替。
平成2年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
平成10年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
平成12年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。 東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・連結子会社)、東海東京証券香港(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・連結子会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
平成17年7月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 連結子会社)設立。
平成17年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
平成18年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
平成19年1月	東海東京証券ヨーロッパ(現・連結子会社)設立。
平成19年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 連結子会社)設立。
平成19年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
平成20年2月	東海東京証券アメリカ(現・連結子会社)設立。
平成20年4月	広島支店及び下関支店を会社分割の方法によりワイエム証券株式会社に分割。
平成20年5月	浜銀TT証券準備株式会社(現・浜銀TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成20年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
平成20年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
平成20年11月	二俣川支店、港南台支店、横須賀支店、大船支店、相模原支店、茅ヶ崎支店を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に分割。 浜銀TT証券株式会社を株式会社横浜銀行との合併会社に変更。
平成21年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。 東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
平成21年9月	西日本シティTT証券準備株式会社(現・西日本シティTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成22年1月	トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式を取得。
平成22年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。 東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。

年月	沿革
平成22年 5月	東海東京証券株式会社が福岡支店を会社分割の方法により西日本シティ T T 証券株式会社に分割。 西日本シティ T T 証券株式会社を株式会社西日本シティ銀行との合併会社に変更。
平成23年 1月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。
平成23年 3月	東海東京シンガポール(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社(現・連結子会社)設立。
平成24年 9月	東海東京証券株式会社が横浜支店を会社分割の方法により浜銀 T T 証券株式会社に分割。
平成25年 1月	池田泉州 T T 証券準備株式会社(現・池田泉州 T T 証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成25年 9月	東海東京証券株式会社が神戸支店を会社分割の方法により池田泉州 T T 証券株式会社に分割。 池田泉州 T T 証券株式会社を株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社に変更。
平成27年 3月	PHILLIP TOKAI TOKYO INVESTMENT MANAGEMENT PTE. LTD. (現・持分法適用関連会社) 設立。
平成27年 8月	オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社(現・オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 持分法適用関連会社)設立。

(注) 1 平成28年 4月にほくほく T T 証券準備株式会社が設立されております。

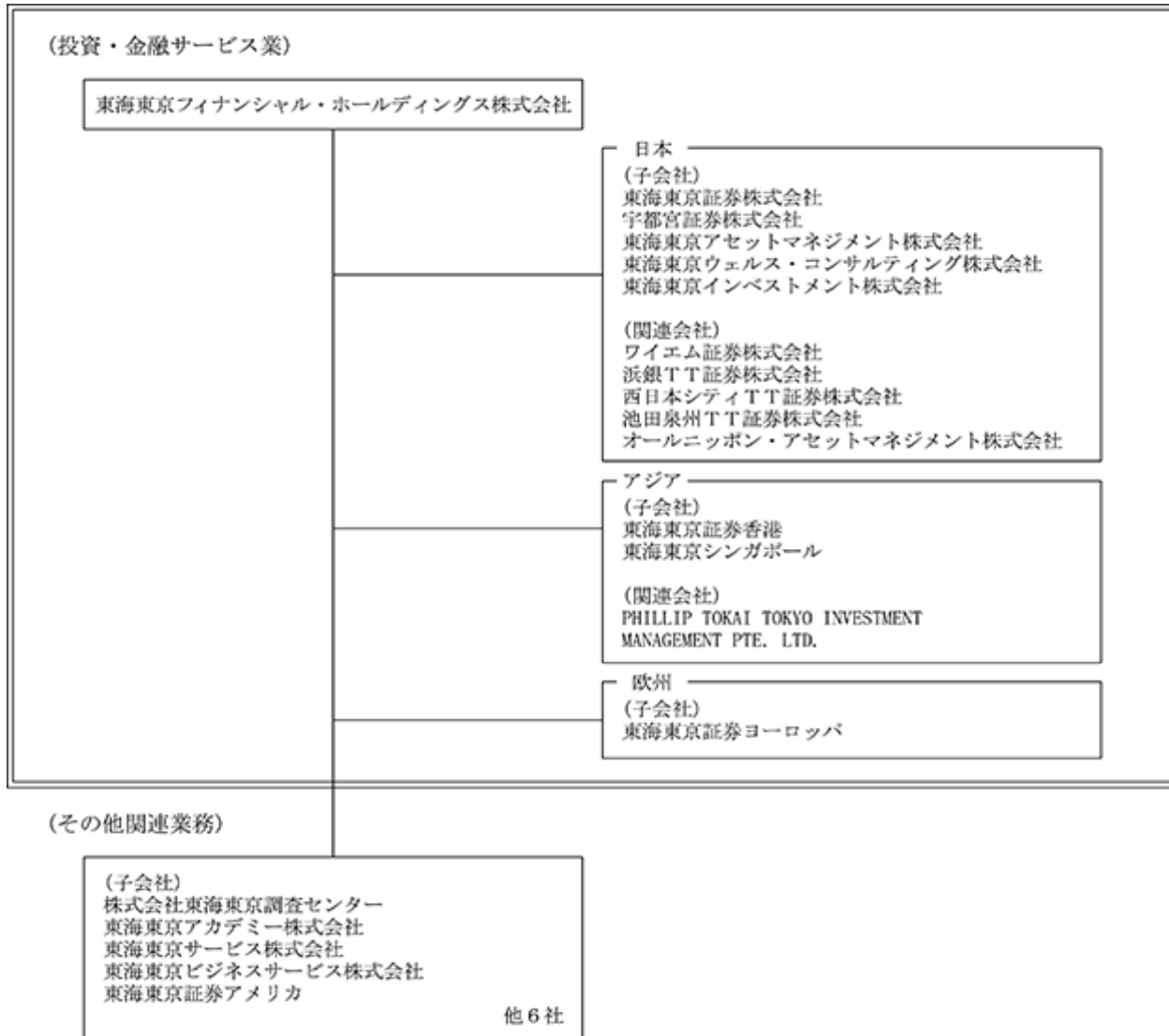
2 平成28年 5月に東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッドが設立されております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社19社及び関連会社6社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務を営んでおり、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

また、平成28年4月にほくほくTT証券準備株式会社、平成28年5月に東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッドが設立されております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注)3、4	名古屋市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 店舗等の賃借 役員の兼任 6名
宇都宮証券株式会社	栃木県宇都宮市	301	金融商品取引業	92		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アセットマネジメン ト株式会社	東京都中央区	100	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京ウェルス・コンサル ティング株式会社	名古屋市中村区	250	コンサルティング業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャ ピタル、有価証 券の運用	100		経営指導・管理 役員の兼任 なし
株式会社東海東京調査センター	名古屋市東区	50	情報サービス業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アカデミー株式会社	東京都中央区	50	教育・研修業	100		経営指導・管理 教育・研修の委託 役員の兼任 1名
東海東京サービス株式会社	名古屋市千種区	30	不動産の賃貸・ 管理、事務代行 業務	100		経営指導・管理 事務委託 役員の兼任 1名
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバック オフィス業務の 受託	80		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京証券香港	中国 香港	千 香港ドル 50,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 1名
東海東京証券ヨーロッパ	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受 役員の兼任 1名
東海東京証券アメリカ	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 1名
東海東京シンガポール	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	情報サービス 業、資産運用業	100		調査の委託 役員の兼任 1名
TTI中部ベンチャー1号 投資事業有限責任組合	東京都中央区	907	投資事業組合	100 (1)		役員の兼任 なし
バリューアップ 投資事業有限責任組合	東京都中央区	277	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	3,058	会社型投資信託	97 (97)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	2,169	会社型投資信託	97 (97)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 60,000	会社型投資信託	83 (83)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited (注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 56,290	会社型投資信託	83 (83)		役員の兼任 なし

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社) ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
浜銀ＴＴ証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
西日本シティＴＴ証券 株式会社	福岡市博多区	1,575	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
池田泉州ＴＴ証券 株式会社	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
オールニッポン・アセットマ ネジメント株式会社 (注)5	東京都中央区	625	金融商品取引業	36		資金の貸付 役員の兼任 なし
PHILLIP TOKAI TOKYO INVESTMENT MANAGEMENT PTE . LTD .	シンガポール	千 シンガポ ールドル 3,000	資産運用業	40		役員の兼任 なし

(注) 1 上記の会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 東海東京証券株式会社、Asia-Pacific Rising Fund Limited及びAsia-Pacific Rising Master Fund Limitedは、特定子会社に該当しております。

4 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	64,397百万円
(2) 純営業収益	61,810百万円
(3) 経常利益	10,885百万円
(4) 当期純利益	7,073百万円
(5) 純資産額	87,877百万円
(6) 総資産額	519,237百万円

5 オールニッポン・アセットマネジメント株式会社は、平成28年3月に第三者割当増資により、連結子会社から持分法適用関連会社となっております。

6 ほくほくＴＴ証券準備株式会社が、平成28年4月に設立されております。

7 東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッドが、平成28年5月に設立されております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,391[383]

(注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3 上記のほか歩合外務員の平成28年3月31日現在の人員は24名であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
97[16]	39歳1ヶ月	1年11ヶ月	7,867,703

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末5名)を含めておりません。
- 4 上記のほか東海東京証券株式会社に勤務する従業員54名が当社従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

平成28年3月31日現在、東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合(組合員1,351名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属しておりません。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)のわが国経済は、緩やかに回復した後、夏場以降、中国や新興国経済の減速、株安、円高等により、次第に弱い動きとなりました。個人消費は、雇用環境の改善や大企業のベースアップを背景に緩やかに回復傾向を示したものの、非正規雇用の増加や中小企業のベースアップが低調なことから、回復の実感に乏しいものとなりました。また、企業の設備投資も新興国経済の減速や円高等の影響を受け慎重姿勢が強まる展開となりました。こうした実体経済の弱さに加え、円高と原油安から物価の上昇傾向が弱まったことを受け、日本銀行は本年2月にマイナス金利政策を導入しました。

海外経済は、全体として緩やかに回復したものの、中国や新興国については減速感が強まりました。米国経済については、個人消費が総じて好調だったにもかかわらず、ドル高と原油安が足かせとなり米企業の業績は小幅ながらも減益に転じました。欧州経済は、金融緩和の継続が景気を下支えする一方、銀行部門の弱さ、難民問題やテロ事件等の影響を強く受け低調な動きとなりました。中国経済は、過剰な資本ストックの構造調整圧力から減速傾向が続きました。

株式市場では、日経平均株価が4月に19,100円台で始まった後、6月に一時21,000円に迫りましたが、8月以降、中国の人民元切り下げをきっかけとして、新興国経済の減速、原油安、円高を嫌気する展開となり急反落しました。12月にはF R B(米連邦準備制度理事会)が9年半ぶりに利上げに踏み切ったことから投資家のリスク回避の動きが加速、本年2月に一時15,000円を割り込んだ後、3月末は16,758円で取引を終えました。東証1部の1日当たりの平均売買代金は年度を通して2兆8,834億円となり、前年同期の2兆4,071億円を上回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りが4月に0.4%台で始まった後、F R Bの利上げ観測から米国の長期金利が上昇したことを受け、6月に一時0.545%まで上昇しました。しかし、その後は株安と原油安により低下基調に転じ、本年2月に日銀がマイナス金利政策を導入すると、ついにマイナス圏に突入、3月には一時マイナス0.135%まで低下した後、3月末はマイナス0.05%で取引を終えました。

為替市場では、日銀の量的緩和やF R Bの利上げ観測から6月にかけてドル高円安が進み、一時は1ドル=125円台をつけましたが、その後は、米国の利上げや日本のマイナス金利政策導入などのドル高円安要因があったにもかかわらず、株安と原油安を受けたリスク回避の円買い圧力が優勢な展開が続き、本年3月に一時110円台をつけた後、3月末は112円台で取引を終えました。

当社グループは、経営計画「Ambitious 5(アンビシャス ファイブ)」を平成24年4月にスタートさせ、平成26年度以降を同計画のセカンドステージとして位置づけ、より進化した施策を推進しております。

同ステージでは、基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等を図り、独自性ある総合金融グループとして、「Leading Player in ASIA(リーディング プレイヤー イン アジア)」となることを目指しております。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、個人営業部門において、「顧客セグメント別マーケティング戦略」をベースに、「安定収益重視型営業」、「顧客採算を重視した営業」を推進しております。

富裕層のお客様向けには、新ブランド「Orque d'or(オルクドール)」及び新メンバーシップ制度「オルクドールメンバー」を創設いたしました。家族ぐるみの真のパートナーとして、資産に関するあらゆるサービスの提供により、世代を超えた「ゆたかさの継承」を支援いたします。

成熟層を中心としたお客様向けには、本年1月に西三河地域でのプレゼンス拡大と職域サービスの充実を図るため、トヨタFS営業部「プレミアサロン豊田営業所」を設置いたしました。また、保有資産の財産評価を行う「財産診断サービス」を活用し、それぞれのお客様に適した商品・サービスを提供するソリューション営業を推進しております。

資産形成層を中心としたお客様向けには、「かんたんダイレクトサービス」におけるネット機能の拡充やコールセンター業務のサービス向上に努めてまいりました。

一方、マーケット部門は、相場が不安定に推移するなか、特に、金利の低下局面を捉えた債券トレーディングによる収益を中心に業績に寄与しました。また、海外提携先等を積極活用した情報力の強化により、提携合併証券会社やプラットフォーム先(外国株式・債券などで必要なインフラ・機能を提供している証券会社)の外国株式の取引高は、市況の悪化から前年対比で減少したものの比較的堅調に推移いたしました。

企業金融部門では、債券引受業務において引き続き大手5社に次ぐステータスを確立するとともに、日本郵政グループ3社株式の売出しに係る国内特定主幹事等、株式引受業務に係る主幹事を7件獲得するなど着実に成果を上げております。

法人営業部門では、引き続き事業法人や機関投資家等を中心とした顧客層の裾野拡大により収益基盤の強化を図っております。

国内のアライアンス戦略では、有力地方銀行との提携合併事業を更に拡大・発展させるべく、新たに株式会社ほくほくフィナンシャルグループと共同出資による証券会社の設立について基本合意し、開業に向け準備を開始いたしました。既存の提携合併証券会社4社(ワイエム証券株式会社、浜銀TT証券株式会社、西日本シティTT証券株式会社及び池田泉州TT証券株式会社)については、拠点数が合計で51拠点となるなど順調に業容を拡大しております。

また、東海東京証券株式会社の南九州3支店(熊本支店、宮崎支店及び鹿児島支店)については、より地域に密着したサービスをお客様に提供するため、金融商品取引業を会社分割の方法により西日本シティTT証券株式会社に承継することいたしました。

一方、海外におけるアライアンス戦略については、サービス拡充に必要な情報収集力の強化、商品提供力の拡大等を目的として、4月にマレーシアにおける独立系最大手の投資銀行、K&Nケナンガ・ホールディングスと業務提携し、5月に資本出資いたしました。

また、相続、事業承継等、お客様の課題解決につながる提案力強化のため、当社グループ内に分散する相続や税務等に係る情報提供機能を東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社に集約し、多様化かつ高度化するお客様のご要望に応える体制を整えました。

社会貢献・地域貢献に関する取組みとして、国内においては、本年3月に、名古屋ビルディングの最上階(33階)に、オルクドールメンバーの交流や財界・学会等の活動の場、オープンイノベーションの拠点として「オルクドール・サロン」を開設いたしました。

また、地方銀行への運用プラットフォームの提供を目的として、8月にオールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社を設立いたしました。12月に、商号をオールニッポン・アセットマネジメント株式会社に変更し、本年3月には複数の地方銀行及び株式会社日本政策投資銀行からも出資いただいております。今後は、地方銀行が自己資金の運用力を向上させることで、各行の健全な発展や地方経済の振興に寄与するため、共通の運用プラットフォームとして幅広く活用されることを期待しております。

一方、中部地区に拠点を置き「地域のスポーツ振興」や「地域の活性化」に取り組んでいるJ1リーグの「名古屋グランパスエイト」とオフィシャルパートナー契約を締結いたしました。また、10月に、中部地区を中心とした地域貢献活動を積極的に推進するため、東海東京証券株式会社に「CSR推進部」を設置いたしました。アジア地域においては、6月にフィリピン・レイテ島の小学校に、新校舎を寄贈しております。

なお、当社グループは、平成27年10月に「東海東京フィナンシャル・グループ誕生15周年」を迎えました。これを機に、地域貢献や金融サービスに関連する支援を通じた社会貢献を目的として、「一般財団法人東海東京財団」を設立することとしております。

女性の活躍推進においては、育児等と就業の「両立支援」と女性の「成長支援」の両輪で施策を展開するとともに、女性管理職比率向上に向け、数値目標や行動計画を策定し、積極的に取り組んでおります。こうした取組み等は、名古屋市等から表彰を受けるなど、一定の評価を得ております。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	委託手数料	18,318	20	676	1	19,016
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	433	346			779
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	2	54	18,049		18,105
	その他の受入手数料	146	18	4,656	1,358	6,180
	合計	18,900	440	23,381	1,359	44,082
当連結会計年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	委託手数料	15,149	28	1,357	2	16,538
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	550	333			883
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	1	42	10,437		10,481
	その他の受入手数料	82	14	4,520	1,746	6,363
	合計	15,784	419	16,315	1,748	34,267

当連結会計年度の受入手数料の合計は22.3%減少（前年同期増減率、以下(1)において同じ。）し342億67百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は7.1%減少し45億49百万株、株式委託売買金額は0.2%増加し3兆8,206億円となりましたが、個人投資家の売買が減少したため、当社グループの株式委託手数料は17.3%減少し151億49百万円の計上となり、委託手数料全体では13.0%減少し165億38百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は新規公開に係る主幹事の増加により27.0%増加し5億50百万円を計上いたしました。また、債券は3.8%減少し3億33百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では13.3%増加し8億83百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は投資信託の販売額の減少により42.2%減少し104億37百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では42.1%減少し104億81百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は2.9%減少し45億20百万円の計上となりましたが、ファンドラップの販売額が堅調に推移したことから、その他の受入手数料全体では3.0%増加し63億63百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分		前連結会計年度	当連結会計年度
		自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
株券等トレーディング損益	(百万円)	16,732	11,691
債券・為替等トレーディング損益	(百万円)	18,695	18,638
合計		35,427	30,329

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買の減少により30.1%減少し116億91百万円の利益の計上となりました。一方、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は0.3%減少し186億38百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は14.4%減少し303億29百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は6.3%減少し29億87百万円となり、金融費用は1.4%減少し13億6百万円となりました。差引の金融収支は9.9%減少し16億81百万円の利益の計上となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、取引関係費が提携合弁証券からの外債販売の取次ぎ量の減少に伴い支払手数料が減少したこと等から3.3%減少し117億93百万円となりました。人件費は業績連動による賞与の減少等から11.1%減少し248億88百万円となり、減価償却費は0.5%減少し18億49百万円となりました。一方、事務費は勘定系システムの事務委託費の増加等から9.8%増加し66億81百万円となり、不動産関係費は新店舗の開設等により1.4%増加し60億39百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費は4.7%減少し536億34百万円となりました。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、投資事業組合運用益が42.5%増加し2億99百万円となりました。一方、持分法による投資利益は43.2%減少し9億48百万円となり、受取配当金は3.2%減少し7億36百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は21.5%減少し27億65百万円を計上いたしました。また、営業外費用の合計は59.8%増加し1億11百万円となりました。

(特別損益)

当連結会計年度の主な特別損益は、投資有価証券売却益26億2百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は18.3%減少し675億84百万円、純営業収益は18.6%減少し662億77百万円となり、営業利益は49.6%減少し126億43百万円、経常利益は46.4%減少し152億97百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は32.8%減少し124億23百万円を計上いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは123億2百万円の収入(前連結会計年度は377億46百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が179億25百万円の黒字となり、有価証券担保借入金が増加し、トレーディング商品(負債)が669億86百万円増加し、それぞれ収入となる一方で、有価証券担保貸付金が増加し、トレーディング商品(資産)が611億81百万円増加し、それぞれ支出となったこと等によります。

投資活動によるキャッシュ・フローは7億75百万円の支出(前連結会計年度は22億14百万円の支出)となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入39億71百万円、固定資産の取得による支出25億61百万円、投資有価証券の取得による支出12億4百万円等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは218億29百万円の支出(前連結会計年度は189億37百万円の支出)となりました。これは主に、短期借入金の純額の減少による171億76百万円の支出、社債の純額の減少による59億98百万円の支出等によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は103億77百万円減少し、当連結会計年度末の残高は446億15百万円となりました。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額390億円(平成28年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	195,803	255,620
	株券 (百万円)	41,707	17,797
	債券 (百万円)	124,274	208,886
	受益証券 (百万円)	29,821	28,936
	デリバティブ取引 (百万円)	2,250	3,613
合計 (百万円)		198,053	259,234
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	63,271	129,790
	株券 (百万円)	4,961	17,708
	債券 (百万円)	58,190	112,061
	受益証券 (百万円)	119	19
	デリバティブ取引 (百万円)	6,854	7,321
合計 (百万円)		70,125	137,111

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

なお、「第2 事業の状況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【対処すべき課題】

当社を取り巻く事業環境は、競争の激化、少子高齢化の進展等、刻々と変化しております。

当社グループでは、これらに対処すべく、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」をスタートさせ、平成26年4月以降を同計画のセカンドステージとして、その基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等に取組んでおります。

- Community & the Middle
(戦略的地域・顧客への特化) : 各地域の特性にあった営業戦略を立案し、基盤拡大につなげるとともに、ホームマーケットである中部地区での圧倒的な存在感・ブランドの確立を目指します。また、富裕層、成熟層、資産形成層それぞれに対応したセグメント戦略を推進いたします。
- お客様の利便性の向上や新たなお客様の開拓・拡大のためには、インターネット銀行等の先端的な機能を取り込む必要があると認識しています。
- Alliance & Platform
(事業基盤の積極拡大) : アライアンス戦略では、既存4社に加え、5社目となる株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの共同出資による証券会社の設立に留まらず、引き続き、地方銀行と提携合併証券会社を設立することにより基盤拡大を目指します。また、提携合併証券会社やプラットフォーム先に対して様々な新しい機能・商品を提供することにより、独自性ある総合金融グループとして、グループ全体の基盤と収益の拡大を図ります。
- 成長著しいアジアを中心に更なる海外ネットワーク構築や資本業務提携により資産運用機能やプライベートバンキング機能の充実を図る必要があると認識しております。
- Expertise
(専門的ノウハウ) : 相続、事業承継等、お客様の課題解決につながる提案力の強化や、営業員のスキルアップを図ります。強みである債券引受・販売ビジネスをより強化するとともに、グローバルネットワークの一層の拡充により情報・サービスの質・量を高めるほか、海外投資家の開拓にも注力いたします。
- 自前の運用機能を持つことによる商品競争力の一層の強化が必要と認識しております。また、インターネット機能の充実によるお客様の利便性向上を図る必要があると認識しております。
- Humanity
(人間味溢れる企業) : チームワークを重視した新たな人事制度を導入したほか、ダイバーシティ（女性の登用、多様なバックグラウンドを持つ人材の活用）を推進することにより、多様な価値観、ライフスタイルを尊重する人間味溢れる企業風土を醸成いたします。更に、業容の多様化に伴い、それぞれの分野で専門性の高い人材を育成・登用するとともに、社員個人が自立して個性を磨き、伸ばすための環境整備・研修支援等を強力にバックアップし、個々の成長した能力を最大限活かしてまいります。
- Risk Management
(危機対応力の強化) : リスク管理、危機管理、コンプライアンス体制、ガバナンス、財務基盤を更に強化することで、様々なリスクに対応できる体制を整備いたします。また地震等の自然災害に対しても十分な危機対応体制を整備いたします。更に、金融商品取引業を中心に事業を展開するグループ会社として、フィデューシャリー・デューティーの実践に取組んでまいります。

平成28年度は経営計画「Ambitious 5」の最終年度となります。「Ambitious 5」に掲げた目標の達成に向け、グループ一丸となって取組み、一層の企業価値向上に努めてまいります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為((3)において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、下記(2)の企業価値の源泉を維持するとともに、前述の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記(1)のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、前述の経営計画「Ambitious 5」に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上を図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

なお、詳細につきましては、「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続きに従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとし、

- (4) 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと（独立性の高い社外者の判断を重視していること）

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財政状態の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事業等のリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

(1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連する政省令等により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられる可能性により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、将来、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナルリスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、多くのお客様等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等によりお客様等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの事業の縮小を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、取引先との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があります。当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有力証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、お客様、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定しております。市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値の見積価格により算定しており、異なる前提条件等によった場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度の営業収益は、前年度比18.3%減少し675億84百万円、金融費用を差し引いた純営業収益は前年度比18.6%減少し662億77百万円となりました。純営業収益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は前年度比49.6%減少し126億43百万円に、経常利益は前年度比46.4%減少し152億97百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比32.8%減少し124億23百万円となりました。また、1株当たり当期純利益は46円92銭(前年同期は69円51銭)、自己資本利益率は8.1%(前年同期は12.6%)となりました。

営業収益

受入手数料は、前年度比22.3%減少し342億67百万円となり、商品別の受入手数料は株券が前年度比16.5%減少し157億84百万円、債券が前年度比4.8%減少し4億19百万円、受益証券が前年度比30.2%減少し163億15百万円、その他が前年度比28.6%増加し17億48百万円となりました。株券では、東証1部の1日当たり平均売買代金が前年度比19.8%増加し2兆8,834億円となり、東海東京証券株式会社の株式委託売買代金は前年度比0.2%増加し3兆8,206億円となりましたが、個人投資家の売買が減少したため株式委託手数料は前年度比17.3%減少し151億49百万円となりました。受益証券では、投資信託の販売額が大きく減少したため、受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年度比42.2%減少し104億37百万円となりました。

トレーディング損益は、前年度比14.4%減少し303億29百万円の利益を計上いたしました。株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買が減少したため、前年度比30.1%減少し116億91百万円の利益を計上いたしました。外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等のトレーディング損益は、前年度比0.3%減少し186億38百万円の利益を計上いたしました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前年度比4.7%減少し536億34百万円となりました。これは主に、取引関係費が提携合併証券からの外債販売の取次ぎ量の減少に伴い支払手数料が減少したこと等により前年度比3.3%減少し117億93百万円となり、人件費が業績連動による賞与の減少等により前年度比11.1%減少し248億88百万円となったことによるものです。

その他

営業外収益では、提携合併証券の業績が低調だったため、持分法による投資利益は前年度比43.2%減少し9億48百万円となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益26億2百万円を計上しております。

(3) 財政状態

資産の部では、流動資産のうちトレーディング商品が前年度末比611億81百万円増加し2,592億34百万円に、信用取引資産が前年度末比26億16百万円増加し413億75百万円に、有価証券担保貸付金が前年度末比545億74百万円増加し1,340億42百万円に、短期差入保証金が前年度末比20億20百万円増加し116億96百万円となる一方、現金及び預金が前年度末比113億24百万円減少し452億4百万円となりました。また、固定資産のうち投資有価証券が前年度末比17億15百万円減少し250億71百万円となりました。

負債の部では、流動負債のうちトレーディング商品が前年度末比669億86百万円増加し1,371億11百万円に、約定見返勘定が前年度末比43億60百万円増加し152億61百万円に、有価証券担保借入金が前年度末比637億32百万円増加し685億38百万円に、受入保証金が前年度末比33億75百万円増加し106億5百万円となる一方、信用取引負債が前年度末比49億66百万円減少し57億8百万円に、預り金が前年度末比56億16百万円減少し188億52百万円に、短期借入金が前年度末比171億76百万円減少し810億52百万円に、1年内償還予定の社債が前年度末比18億45百万円減少し358億55百万円となりました。また、固定負債のうち長期借入金が前年度末比119億円増加し197億円となる一方、社債が前年度末比41億53百万円減少し19億50百万円となりました。

純資産の部では、利益剰余金が前年度末比33億96百万円増加し855億37百万円となる一方で、取締役会決議による自己株式取得を行ったことなどにより自己株式が前年度末比27億50百万円増加(純資産は減少)し63億90百万円に、その他有価証券評価差額金が前年度末比19億52百万円減少し20億26百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の総資産は前年度末比1,104億41百万円増加し5,685億48百万円に、負債合計は前年度末比1,125億89百万円増加し4,133億44百万円となり、純資産合計は前年度末比21億47百万円減少し1,552億4百万円となりました。また、当連結会計年度末の自己資本比率は26.9%(前年度末は33.8%)となり、1株当たり純資産額は580円16銭(前年度末は579円91銭)となりました。

(4) 流動性及び資金の源泉

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の377億46百万円のキャッシュの収入に対して123億2百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益、トレーディング商品(負債)、有価証券担保借入金、受入保証金がそれぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(資産)、信用取引資産、信用取引負債、有価証券担保貸付金、預り金がそれぞれ支出となったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の22億14百万円のキャッシュの支出に対して7億75百万円の支出となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入がある一方で、投資有価証券の新規取得、店舗設備等の新規取得に伴う有形固定資産の取得及びソフトウェア投資による無形固定資産の取得による支出があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度が189億37百万円のキャッシュの支出に対して218億29百万円の支出となりました。これは主に、社債の発行残高の減少、短期借入金残高の減少、配当金の支払及び自己株式の取得により支出となった一方で、長期借入金残高が増加し収入となったことによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は103億77百万円減少し、当連結会計年度末の残高は446億15百万円となりました。

資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額390億円(平成28年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況」の「3 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況」の「2 対処すべき課題」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア1,208百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(提出会社)

平成28年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都 中央区	4			2	7	97	賃借 (注)2
別館	名古屋市 中村区	449				449		賃借

(国内子会社)

平成28年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	125			1,145	1,271	138	賃借
本店別館	名古屋市 中村区	14				14	56	賃借
東京本部	東京都 中央区	167				167	196	賃借
東京本部別館	東京都 中央区	131				131	338	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	19				19	47	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	34				34	92	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	9				9	69	賃借
全店計		1,542	3,442	8,021.67	1,145	6,131	2,006	
宇都宮証券株式会社	栃木県 宇都宮市他	110	219	2,166.74	40	370	79	保有・ 賃借

(注) 1 賃貸物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 東海東京証券株式会社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

なお、「第3 設備の状況」に記載の金額については、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

平成23年6月29日定時株主総会決議、平成23年9月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	69(注)1	68(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,000(注)1	68,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり249(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日 ～平成28年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
- なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第4回新株予約権

平成24年6月27日定時株主総会決議、平成24年8月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	178(注)1	178(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178,000(注)1	178,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり275(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 329 資本組入額 164(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。
- 5 新株予約権の取得事由
- 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第5回新株予約権

平成25年6月27日定時株主総会決議、平成25年8月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	955(注)1	955(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	955,000(注)1	955,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり797(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年10月1日 ～平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
- ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。
- 5 新株予約権の取得事由
- 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。))の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第6回新株予約権

平成26年6月27日定時株主総会決議、平成26年8月25日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,072(注)1	1,072(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,072,000(注)1	1,072,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり819(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日 ～平成31年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 981 資本組入額 491(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行き価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第7回新株予約権

平成27年6月26日定時株主総会決議、平成27年8月24日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,076(注)1	1,076(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,076,000(注)1	1,076,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり927(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日 ～平成32年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行き価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。
- 5 新株予約権の取得事由
- 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月29日	5,000,000	280,582,115		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却(平成21年12月21日取締役会決議)による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		60	39	430	232	27	25,714	26,502	
所有株式数 (単元)		1,144,915	39,051	334,148	575,200	111	710,348	2,803,773	204,815
所有株式数 の割合(%)		40.83	1.39	11.92	20.52	0.00	25.34	100.00	

(注) 1 自己株式16,707,568株は「個人その他」に167,075単元、「単元未満株式の状況」に68株を含めて記載しております。

なお、自己株式16,707,568株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成28年3月31日現在の実保有残高は16,706,568株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	15,268,200	5.44
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	14,283,798	5.09
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	14,280,000	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	8,539,600	3.04
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1)	5,860,800	2.09
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611,890	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6-27-30)	4,500,000	1.60
計		92,175,694	32.85

(注) 1 上記のほか、当社が保有しております自己株式16,706,568株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.95%)があります。

- 2 シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成28年2月22日付(報告義務発生日 平成28年2月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当事業年度末において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	11,567,800	4.12
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	5,683,814	2.03
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	5,861,300	2.09
シュロージャー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、ツイー・パシフィック・プレイス 33階	354,300	0.13

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,706,500		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 263,670,800	2,636,708	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 204,815		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,636,708	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が68株含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 - 6 - 2	16,706,500		16,706,500	5.95
計		16,706,500		16,706,500	5.95

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第99期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成23年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第3回新株予約権(平成23年9月26日取締役会決議)

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参与21名、従業員139名、合計184名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第100期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第4回新株予約権(平成24年8月27日取締役会決議)

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与22名、従業員146名、合計194名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第101期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第5回新株予約権(平成25年8月26日取締役会決議)

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与23名、従業員151名、合計200名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第102期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成26年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第6回新株予約権(平成26年8月25日取締役会決議)

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与39名、従業員181名及び当社子会社の取締役2名、合計225名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第103期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第7回新株予約権(平成27年8月24日取締役会決議)

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与39名、従業員184名及び当社子会社の取締役2名、合計227名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第104期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成28年6月29日開催の定時株主総会において決議されております。

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	上限1,400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から5年間
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、取締役及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
 - イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。
- 4 新株予約権の取得事由
吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 5 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注) 4 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条 3号及び会社法第155条 7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第 3号に基づく普通株式の取得

平成27年 7月31日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年 7月31日)での決議状況 (取得期間平成27年 8月 5日～平成27年 8月31日)	3,000,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	3,000,000	2,822,274,000
残存決議株式の総数及び価額の総額		177,726,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		5.9
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		5.9

平成28年 2月22日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年 2月22日)での決議状況 (取得期間平成28年 2月23日～平成28年12月30日)	10,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	10,000,000	5,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	981,000	483,633,000
提出日現在の未行使割合(%)	90.2	90.3

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第 7号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,090	2,506,168
当期間における取得自己株式	50	28,115

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年 6月 1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他	226,051	77,456,469	1,000	302,038
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した 取得自己株式)	(226,000)	(77,420,100)	(1,000)	(302,038)
(単元未満株式の買増請求により 譲渡した取得自己株式)	(51)	(36,369)	()	()
保有自己株式数	16,706,568		17,686,618	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき、普通配当14円とし、中間配当金14円と合わせて28円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は59.7%、連結純資産配当率は4.8%、また、当事業年度の配当性向は58.7%、株主資本配当率は6.7%となりました。

なお、今後の配当政策といたしましても、安定的かつ適切な利益還元を意識しながら、毎期の業績変化をより反映したものといたす所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年10月30日取締役会決議	3,693	14.00
平成28年6月29日定時株主総会決議	3,694	14.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	333	708	1,087	992	993
最低(円)	186	235	597	623	478

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	766	782	758	745	709	661
最低(円)	676	710	682	601	478	542

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 取締役社長 最高経営 責任者		石 田 建 昭	昭和21年 1 月 2 日生	昭和43年 4 月 株式会社東海銀行入行 平成 4 年 4 月 欧州東海銀行頭取 平成 6 年 6 月 株式会社東海銀行取締役 平成 8 年 6 月 同行常務取締役 平成10年 6 月 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 平成13年 4 月 欧州東海銀行会長 平成14年 4 月 U F J インターナショナル会長 平成15年 4 月 同社社長 平成16年 5 月 当社顧問 平成16年 6 月 当社代表取締役副社長 平成17年 3 月 当社代表取締役社長 平成18年 6 月 当社代表取締役社長 最高経営責任者(現任) 平成21年 4 月 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者CEO(現任)	(注) 4	338,400
代表取締役 取締役 副社長		飯 泉 浩	昭和33年 3 月 6 日生	昭和55年 4 月 株式会社東海銀行入行 平成10年 5 月 欧州東海銀行副頭取 平成13年 8 月 株式会社東海銀行証券投資室長 平成17年 1 月 株式会社 U F J 銀行市場営業部長 平成18年 5 月 株式会社三菱東京 U F J 銀行市場営業部長 平成19年 6 月 同行執行役員市場営業部長 平成20年 6 月 同行執行役員投資運用部長 平成22年 6 月 三菱 U F J リサーチ & コンサルティング株式会社取締役常務執行役員 平成23年 6 月 同社取締役専務執行役員 平成24年 6 月 東海東京証券株式会社専務執行役員 マーケット営業推進本部長 平成26年 4 月 当社専務執行役員 総合企画グループ担任 平成26年 6 月 当社取締役専務執行役員 総合企画グループ担任 平成27年 4 月 当社取締役副社長 平成27年 4 月 東海東京証券株式会社取締役(現任) 平成27年 6 月 当社代表取締役副社長(現任)	(注) 4	25,500
取締役		早 川 敏 之	昭和31年 4 月 1 日生	昭和53年 4 月 株式会社東海銀行入行 平成18年 1 月 株式会社三菱東京 U F J 銀行名古屋駅前支社長 平成19年 9 月 当社執行役員 平成20年 4 月 当社常務執行役員 平成21年 4 月 東海東京証券株式会社常務執行役員コーポレート・ソリューション部門担当 平成22年 4 月 同社常務執行役員 トヨタ事業本部副本部長 平成23年 5 月 同社常務執行役員 本店営業本部長 平成24年 4 月 浜銀 T T 証券株式会社代表取締役副社長 平成26年 4 月 当社専務執行役員 戦略事業グループ担任 平成27年 4 月 東海東京証券株式会社代表取締役社長 最高執行責任者COO(現任) 平成27年 6 月 当社取締役(現任)	(注) 4	54,100
取締役	取締役会議長	水 野 一 郎	昭和19年 3 月 10 日生	昭和41年 4 月 三菱商事株式会社入社 平成 3 年 5 月 同社企業情報部長 平成 5 年 10 月 同社為替部長 平成 7 年 5 月 三菱コーポレーション・ファイナンス・ピーエルシー(ロンドン)社長 平成 9 年 6 月 三菱商事株式会社財務部長 平成13年 6 月 同社執行役員 新機能事業グループCFO 平成15年 4 月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成15年 6 月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成18年 4 月 同社代表取締役(兼)副社長執行役員(CFO) 平成22年 6 月 東海東京証券株式会社取締役 平成25年 6 月 当社取締役(現任)	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		説 田 公 人	昭和35年3月13日生	昭和58年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成10年1月 同社経理部主幹 平成15年1月 同社東京秘書部主査 平成16年1月 トヨタパーソナルサポート株式会社取締役 平成19年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社出向 平成23年1月 トヨタ自動車株式会社総務部長 平成25年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社執行役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)		岡 島 眞 人	昭和34年5月26日生	昭和58年4月 東京証券株式会社(現当社)入社 平成15年2月 当社財務部長 平成21年4月 当社財務企画部長兼東海東京証券株式会社財務部長 平成22年4月 当社執行役員 総合企画グループ長兼財務企画部長 平成23年5月 当社執行役員 総合企画グループ副担任 平成25年4月 当社常務執行役員 総合企画グループ副担任 平成25年10月 東海東京証券株式会社常務執行役員オペレーション本部長兼資金部長 平成27年4月 当社常務執行役員 平成27年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 東海東京証券株式会社監査役 平成28年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)5	35,200
取締役 (監査等委員)		柏 木 茂 雄	昭和25年7月20日生	昭和48年4月 大蔵省入省 平成5年7月 国際金融局国際機構課長 平成6年7月 大臣官房付(アジア開発銀行理事) 平成8年7月 証券局証券市場課長 平成10年6月 金融企画局総務課長 平成11年7月 東海財務局長 平成15年7月 財務総合政策研究所次長 平成16年5月 大臣官房付(国際通貨基金理事) 平成19年6月 慶應義塾大学大学院商学研究科教授 平成21年6月 当社監査役 平成28年4月 慶應義塾大学特別招聘教授(現任) 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	
取締役 (監査等委員)		安 田 三 洋	昭和24年1月11日生	昭和52年4月 弁護士登録 昭和62年1月 三井安田法律事務所パートナー 平成17年5月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズパートナー 平成19年7月 西村あさひ法律事務所パートナー 平成27年3月 丸の内国際法律事務所顧問(現任) 平成27年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	
取締役 (監査等委員)		井 上 恵 介	昭和24年8月6日生	昭和48年4月 住友生命保険相互会社入社 平成11年7月 同社取締役 平成13年10月 同社常務取締役 平成14年4月 同社常務取締役嘱常務執行役員 平成14年6月 住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長兼CEO 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社代表取締役社長兼CEO 平成19年7月 住友生命保険相互会社代表取締役専務執行役員 平成21年4月 三井生命保険株式会社副社長執行役員 平成21年6月 同社取締役副社長執行役員 平成24年4月 住友生命保険相互会社常任顧問 平成25年7月 麻布経済研究所代表(現任) 平成28年4月 当社非常勤顧問 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	
計						453,200

- (注) 1 平成28年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
- 2 水野一郎及び説田公人は、社外取締役であります。
- 3 柏木茂雄、安田三洋及び井上恵介の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。
- 4 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員である取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。)は、男性49名 女性3名(役員のうち女性の比率6.1%)であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。今般、現行のコーポレート・ガバナンス機能の優位性（過半数の社外役員、業務執行取締役と非業務執行取締役の役割明確化、非業務執行取締役の取締役会議長への就任など）を維持しつつ、監査を担う監査等委員が取締役になることで、監査役が従来担っていた取締役会の適法性監査に加え、取締役会で定めた経営の基本方針及び経営計画等に従い、健全・公正かつ効率的に業務を遂行しているかの妥当性監査を担うことによる監査・監督機能の強化や、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することを可能とし、意思決定の迅速性を向上させ、かつ取締役会における形式的議案の検討を減らし、より戦略的で深度ある議論に検討の軸足を移すことを目的として、当社は、平成28年6月29日に開催された第104期定時株主総会の承認をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

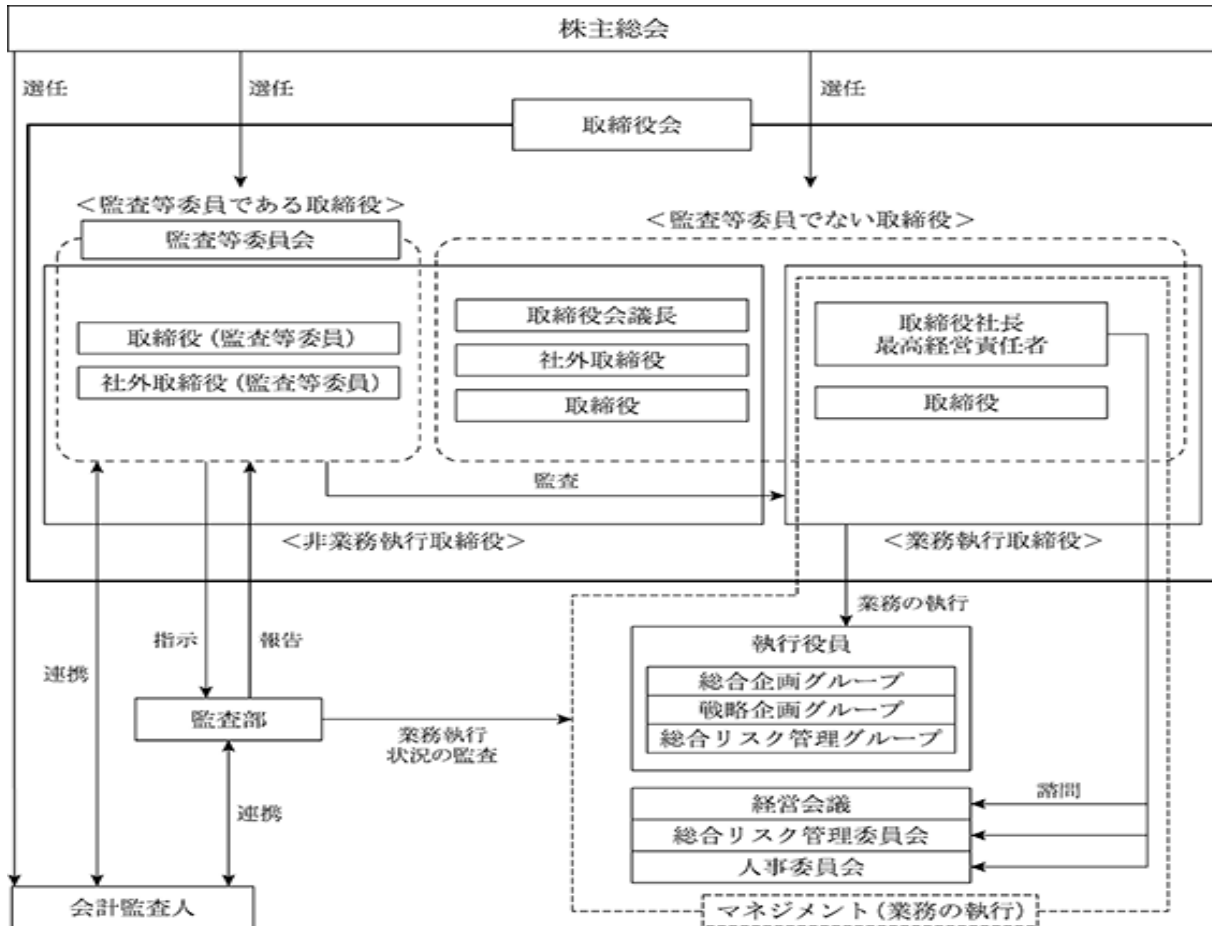
当社の取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社外取締役5名（うち監査等委員である取締役3名）及び社内取締役4名（うち監査等委員である取締役1名）の9名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役に役割を明確にし、取締役会の実効性の確保を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、社内取締役1名、社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は社長及びその指名する取締役・執行役員で構成する機関として、会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、コンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。

<コーポレート・ガバナンスの概要図>



内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社における取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」）で構成する。
- ・取締役会は、当社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、コンプライアンスに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。また、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う組織として監査等委員会の配下に監査部を設置する。各組織は、把握したコンプライアンス実施状況を、取締役会又は監査等委員会に報告する。
- ・違法行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）を整備し、その実効性の確保に努める。
- ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。

- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・各種社内規程に基づき、次に掲げる文書(電磁的記録を含むものとする。)を関連資料とともに、保存及び管理し、必要に応じて取締役及び監査等委員の閲覧可能な体制を整備する。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 監査等委員会議事録
 - 経営会議議事録
 - 重要な職務執行及び決裁に係る情報(稟議書・契約書等)
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社並びに子会社全体のリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の明確化に努める。
 - ・総合リスク管理委員会を設置して各部署ごとのリスク管理の状況を把握・管理し、その結果を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行機能を強化するために執行役員制度を導入する。
 - ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、取締役会長、取締役社長及びこれらが指名する取締役並びに執行役員からなる経営会議を設置する。
 - ・取締役会規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。
- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社における内部統制システムの構築を目指し、これらの緊密な連携のもと、必要な子会社への指導・支援を実施する。
 - ・子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、経営及び財務事項の管理を実施して、コンプライアンス体制、リスク管理体制の整備を指導するとともに、内部監査規程に基づき、社内検査及び子会社監査を実施し、その結果を取締り会及び監査等委員会に報告する。
 - ・子会社に対して、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締り会に報告させる。
- f 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下、「補助使用人等」という。)として、適切な人材を選任する。
 - ・補助使用人等の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見を尊重する等、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性の確保に留意する。
 - ・補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役は、法定の事項、及び内部監査の結果、並びに社内通報制度の通報の状況について、定期的又は臨時に、監査等委員又は監査等委員会へ報告する。
 - ・監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、それぞれ報告を受ける。
 - ・当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- h その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
 - ・監査等委員が法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

i 財務報告に係る内部統制

- ・当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備し、運用する。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範等を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティー体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

責任限定契約の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の状況

内部監査

内部監査につきましては、監査部（1名。その他、東海東京証券株式会社に勤務する従業員8名が当社監査部を兼務しております。）が社内監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は取締役会に報告しております。監査部を執行組織から分離し、監査等委員会の下に位置づけ、その独立性と実効性を確保しております。

監査等委員会監査

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。また、当社は、監査部に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する補助使用人を配置しております。なお、常勤監査等委員は、当社において相当の期間、経理・財務関連業務等に従事し、財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しております。

会計監査

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名、並びに監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

a 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 水上圭祐(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 青木裕晃(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 鈴木晴久(有限責任監査法人トーマツ)

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名

その他 14名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

a 内部監査と監査等委員会監査の連携状況

内部監査を行う監査部は、内部監査機能強化のため従来より執行組織から分離されており、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会の下に位置づけることで、その独立性と実効性を確保しております。監査等委員会は、監査部に対し監査命令及び監査結果等についての報告聴取を行い、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出しております。

b 内部監査と会計監査の連携状況

内部監査部門と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

c 監査等委員会監査と会計監査の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

d 内部統制部門との関係

内部統制部門は、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、効果的な連携に努めております。

社外取締役

社外取締役

当社では、監査等委員でない社外取締役2名と監査等委員である社外取締役3名を選任しております。なお、監査等委員でない社外取締役である水野一郎及び説田公人、並びに監査等委員である社外取締役である柏木茂雄、安田三洋及び井上恵介の5氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門的見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

また、監査等委員である社外取締役は、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的关系がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役が保有する当社株式につきましては、「5 役員の状況」に記載のとおりです。

なお、社外取締役の説田公人氏が在籍するトヨタファイナンシャルサービス株式会社は、当社の発行済株式総数の5.09%(平成28年3月31日現在)を保有しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査及び会計監査に係る報告を受けるなど、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員及び内部監査部門からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて情報収集し、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

役員の報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)	
取締役 (社外取締役を除く。)	159	112	5	41	3	
監査役 (社外監査役を除く。)	20	20			3	
社外役員	67	67			7	

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額			
				基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)
石田 建昭	105	取締役	提出会社	61	3	24	
		取締役	東海東京証券 株式会社	11		5	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、社外役員からなる報酬協議会を設置しております。報酬協議会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する方針、算定方法、及び水準について取締役会並びに監査役会に対して提言を行っております。

なお、当社は、平成28年6月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	134銘柄
貸借対照表計上額の合計額	10,742百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社日本取引所グループ	809,500	2,821	取引関係の強化を図るため
国泰君安国際控股有限公司	24,000,000	2,566	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	596	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	426	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	347	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	331	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	316	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	274	取引関係の強化を図るため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	512,000	253	取引関係の強化を図るため
株式会社御園座	805,000	235	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	221	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	214	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	200	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	183	取引関係の強化を図るため
株式会社百五銀行	300,000	167	取引関係の強化を図るため
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	50,000	161	取引関係の強化を図るため
株式会社ATグループ	38,000	91	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	70	取引関係の強化を図るため
株式会社みちのく銀行	339,000	69	取引関係の強化を図るため
株式会社第三銀行	219,000	41	取引関係の強化を図るため

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱UFJリース株式会社	2,420,000	1,439	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
トヨタ自動車株式会社	141,700	1,187	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
小野薬品工業株式会社	60,000	814	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,200,500	594	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社マキタ	50,000	312	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
日本証券金融株式会社	299,500	227	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社サンゲツ	95,400	173	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
スズキ株式会社	39,000	140	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部鋼板株式会社	101,000	51	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
ゼリア新薬工業株式会社	23,100	45	退職給付信託(議決権行使の指図権限)

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
国泰君安国際控股有限公司	72,000,000	2,845	取引関係の強化を図るため
K & Nケナンガ・ホールディングス	36,514,799	554	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	440	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	362	取引関係の強化を図るため
株式会社日本取引所グループ	209,500	361	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	342	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	299	取引関係の強化を図るため
株式会社御園座	805,000	277	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	266	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	259	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	243	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	191	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	170	取引関係の強化を図るため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	512,000	168	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	160	取引関係の強化を図るため
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	50,000	130	取引関係の強化を図るため
株式会社ATグループ	38,000	88	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	77	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	5,000	34	取引関係の強化を図るため
MS & AD インシュアランス グループホールディングス株式会社	9,500	29	取引関係の強化を図るため

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小野薬品工業株式会社	300,000	1,429	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
三菱UFJリース株式会社	2,420,000	1,195	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
トヨタ自動車株式会社	141,700	843	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,200,500	395	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社マキタ	50,000	349	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社サンゲツ	95,400	194	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
日本証券金融株式会社	299,500	135	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
スズキ株式会社	39,000	117	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部鋼板株式会社	101,000	50	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部証券金融株式会社	21,000	41	退職給付信託(議決権行使の指図権限)

保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	受取配当金 の合計額 (百万円)	売却損益 の合計額 (百万円)	評価損益 の合計額 (百万円)
非上場株式	0	0			0
非上場株式以外の株式					

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	22	2	23	2
連結子会社	31	5	34	14
計	53	7	57	16

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに325千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに13千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに52千米ドルの監査報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに325千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに12千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに48千米ドルの監査報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び第104期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,528	2 45,204
預託金	26,267	28,711
顧客分別金信託	25,105	27,905
その他の預託金	1,161	806
トレーディング商品	2 198,053	2 259,234
商品有価証券等	195,803	255,620
デリバティブ取引	2,250	3,613
信用取引資産	38,758	41,375
信用取引貸付金	35,985	31,714
信用取引借証券担保金	2,773	9,660
有価証券担保貸付金	79,468	134,042
借入有価証券担保金	79,468	134,042
立替金	95	76
短期差入保証金	9,675	11,696
短期貸付金	98	115
有価証券	10	-
未収収益	1,744	1,944
繰延税金資産	1,283	208
その他	3,378	2,680
貸倒引当金	35	31
流動資産合計	415,327	525,258
固定資産		
有形固定資産	1、 2 8,841	1、 2 10,203
建物	2,034	3,031
器具備品	1,859	2,246
土地	4,947	4,925
無形固定資産	2,130	2,426
ソフトウェア	1,991	2,283
電話加入権	139	142
投資その他の資産	31,806	30,660
投資有価証券	2、 5 26,786	2、 5 25,071
長期差入保証金	1,969	2,089
退職給付に係る資産	2,411	2,697
その他	1,988	2,138
貸倒引当金	1,349	1,335
固定資産合計	42,778	43,290
資産合計	458,106	568,548

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	70,125	137,111
商品有価証券等	63,271	129,790
デリバティブ取引	6,854	7,321
約定見返勘定	10,901	15,261
信用取引負債	10,674	5,708
信用取引借入金	2 7,810	2 3,733
信用取引貸証券受入金	2,864	1,975
有価証券担保借入金	4,805	68,538
有価証券貸借取引受入金	2 3,805	2 68,538
現先取引借入金	2 999	-
預り金	24,468	18,852
受入保証金	7,230	10,605
短期借入金	2 98,228	2 81,052
短期社債	8,300	9,800
1年内償還予定の社債	37,701	35,855
未払法人税等	2,558	533
賞与引当金	3,807	1,721
役員賞与引当金	101	41
その他	4,082	3,575
流動負債合計	282,986	388,658
固定負債		
社債	6,103	1,950
長期借入金	7,800	2 19,700
繰延税金負債	1,792	470
役員退職慰労引当金	104	83
退職給付に係る負債	547	465
その他	1,031	1,576
固定負債合計	17,379	24,245
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	388	440
特別法上の準備金合計	4 388	4 440
負債合計	300,755	413,344

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,469	33,473
利益剰余金	82,140	85,537
自己株式	3,639	6,390
株主資本合計	147,970	148,619
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,978	2,026
為替換算調整勘定	69	10
退職給付に係る調整累計額	2,614	2,454
その他の包括利益累計額合計	6,663	4,469
新株予約権	196	327
非支配株主持分	2,522	1,787
純資産合計	157,351	155,204
負債純資産合計	458,106	568,548

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	44,082	34,267
委託手数料	19,016	16,538
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	779	883
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	18,105	10,481
その他の受入手数料	6,180	6,363
トレーディング損益	35,427	30,329
金融収益	3,190	2,987
営業収益計	82,700	67,584
金融費用	1,325	1,306
純営業収益	81,374	66,277
販売費及び一般管理費		
取引関係費	12,194	11,793
人件費	1 28,002	1 24,888
不動産関係費	5,957	6,039
事務費	6,086	6,681
減価償却費	1,858	1,849
租税公課	685	890
貸倒引当金繰入れ	26	-
その他	1,492	1,491
販売費及び一般管理費合計	56,303	53,634
営業利益	25,071	12,643
営業外収益		
受取配当金	760	736
受取家賃	596	637
持分法による投資利益	1,669	948
投資事業組合運用益	210	299
その他	286	143
営業外収益合計	3,522	2,765
営業外費用		
投資事業組合運用損	38	69
固定資産廃棄損	17	-
為替差損	-	26
その他	14	16
営業外費用合計	69	111
経常利益	28,524	15,297

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	2 0
投資有価証券売却益	708	2,602
持分変動利益	-	80
新株予約権戻入益	1	1
特別利益合計	710	2,684
特別損失		
固定資産売却損	3 84	-
減損損失	28	-
投資有価証券売却損	8	4
有価証券評価減	4 51	4 1
ゴルフ会員権評価損	0	-
契約解約金	63	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	100	51
特別損失合計	338	56
税金等調整前当期純利益	28,896	17,925
法人税、住民税及び事業税	9,328	4,526
法人税等調整額	813	908
法人税等合計	10,141	5,434
当期純利益	18,754	12,490
非支配株主に帰属する当期純利益	254	67
親会社株主に帰属する当期純利益	18,499	12,423

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	18,754	12,490
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,706	1,954
為替換算調整勘定	288	80
退職給付に係る調整額	1,429	160
その他の包括利益合計	1 3,424	1 2,195
包括利益	22,178	10,295
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	21,921	10,229
非支配株主に係る包括利益	256	65

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	33,412	71,644	3,835	137,221
会計方針の変更による累積的影響額			557		557
会計方針の変更を反映した当期首残高	36,000	33,412	71,086	3,835	136,664
当期変動額					
剰余金の配当			7,445		7,445
親会社株主に帰属する当期純利益			18,499		18,499
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分		56		198	255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		56	11,053	195	11,306
当期末残高	36,000	33,469	82,140	3,639	147,970

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,274	218	1,185	3,240	104	2,362	142,929
会計方針の変更による累積的影響額							557
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,274	218	1,185	3,240	104	2,362	142,371
当期変動額							
剰余金の配当							7,445
親会社株主に帰属する当期純利益							18,499
自己株式の取得							2
自己株式の処分							255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,704	288	1,429	3,422	91	159	3,673
当期変動額合計	1,704	288	1,429	3,422	91	159	14,980
当期末残高	3,978	69	2,614	6,663	196	2,522	157,351

当連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	33,469	82,140	3,639	147,970
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	36,000	33,469	82,140	3,639	147,970
当期変動額					
剰余金の配当			9,026		9,026
親会社株主に帰属する当期純利益			12,423		12,423
自己株式の取得				2,824	2,824
自己株式の処分		3		73	77
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		3	3,396	2,750	649
当期末残高	36,000	33,473	85,537	6,390	148,619

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,978	69	2,614	6,663	196	2,522	157,351
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,978	69	2,614	6,663	196	2,522	157,351
当期変動額							
剰余金の配当							9,026
親会社株主に帰属する当期純利益							12,423
自己株式の取得							2,824
自己株式の処分							77
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,952	80	160	2,193	131	734	2,797
当期変動額合計	1,952	80	160	2,193	131	734	2,147
当期末残高	2,026	10	2,454	4,469	327	1,787	155,204

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	28,896	17,925
減価償却費	1,858	1,849
持分法による投資損益(は益)	1,669	948
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	25	695
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	22	20
貸倒引当金の増減額(は減少)	26	17
受取利息及び受取配当金	3,951	3,724
支払利息	1,325	1,306
有価証券評価損益(は益)	2 51	2 1
投資有価証券売却損益(は益)	700	2,598
固定資産売却損益(は益)	84	0
ゴルフ会員権評価損	0	-
持分変動損益(は益)	-	80
減損損失	28	-
新株予約権戻入益	1	1
顧客分別金信託の増減額(は増加)	899	2,800
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	26,105	61,181
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	6,467	66,986
信用取引資産の増減額(は増加)	10,553	2,616
信用取引負債の増減額(は減少)	6,071	4,966
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	139,007	54,574
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	115,121	63,732
預り金の増減額(は減少)	5,986	5,613
受入保証金の増減額(は減少)	6,756	3,375
その他の資産の増減額(は増加)	4,700	308
その他の負債の増減額(は減少)	31,674	1,955
小計	47,108	16,984
利息及び配当金の受取額	4,320	3,189
利息の支払額	1,381	1,190
法人税等の支払額	12,301	6,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,746	12,302

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	632	1,137
有形固定資産の売却による収入	293	23
無形固定資産の取得による支出	665	1,423
投資有価証券の取得による支出	2,089	1,204
投資有価証券の売却による収入	1,229	3,971
関係会社株式の取得による支出	168	-
差入保証金の差入による支出	126	380
差入保証金の回収による収入	101	80
その他	157	704
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,214	775
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	34,281	17,176
長期借入れによる収入	7,800	14,200
長期借入金の返済による支出	-	2,300
短期社債の発行による収入	45,700	49,200
短期社債の償還による支出	45,200	47,700
社債の発行による収入	41,535	33,829
社債の償還による支出	26,987	39,827
ストックオプションの行使による収入	212	64
自己株式の取得による支出	-	2,822
自己株式の純増減額（は増加）	2	2
配当金の支払額	7,445	9,026
非支配株主からの払込みによる収入	-	800
非支配株主への払戻による支出	28	782
非支配株主への配当金の支払額	11	17
その他	228	268
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,937	21,829
現金及び現金同等物に係る換算差額	304	75
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	16,898	10,377
現金及び現金同等物の期首残高	39,141	56,039
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	1,046
現金及び現金同等物の期末残高	1 56,039	1 44,615

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社(当連結会計年度末現在)

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社

宇都宮証券株式会社

東海東京アセットマネジメント株式会社

東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社

東海東京インベストメント株式会社

株式会社東海東京調査センター

東海東京アカデミー株式会社

東海東京サービス株式会社

東海東京ビジネスサービス株式会社

東海東京証券香港

東海東京証券ヨーロッパ

東海東京証券アメリカ

東海東京シンガポール

TTI 中部ベンチャー 1 号投資事業有限責任組合

バリューアップ投資事業有限責任組合

Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited

Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited

Asia-Pacific Rising Fund Limited

Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

当連結会計年度において、平成27年8月に設立し連結子会社としていたオールニッポン・アセットマネジメント株式会社(設立時商号オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社、12月に現商号に変更。)は、第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、平成28年3月に連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

当連結会計年度において、東海東京SWPコンサルティング株式会社は、平成27年5月に商号を東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社へ変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 6社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社

浜銀TT証券株式会社

西日本シティTT証券株式会社

池田泉州TT証券株式会社

オールニッポン・アセットマネジメント株式会社

PHILLIP TOKAI TOKYO INVESTMENT MANAGEMENT PTE. LTD.

当連結会計年度において、オールニッポン・アセットマネジメント株式会社は、第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、平成28年3月に連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ、東海東京証券アメリカ、東海東京シンガポール、TTI中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合、バリューアップ投資事業有限責任組合、Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited、Asia-Pacific Rising Fund Limited、Asia-Pacific Rising Master Fund Limitedの10社は12月31日、他の9社は3月31日であります。なお、連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価等をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度のキャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとしております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	7,819百万円	8,037百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(平成27年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産		
		トレーディング商品 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	48,400	49,909	678	50,588
金融機関借入金 (うち1年内返済予定 長期借入金)	47,200 (200)	48,629	678	49,308
証券金融会社借入金	1,200	1,279		1,279
信用取引借入金	7,810	219		219
有価証券貸借取引受入金	3,805	2,783		2,783
現先取引借入金	999	999		999
計	61,015	53,912	678	54,591

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券913百万円、短期借入有価証券16,248百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品8,404百万円、有形固定資産86百万円を差入れております。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産			
		現金及び 預金 (百万円)	トレーディング商品 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	38,200	1,021	89,232		90,253
金融機関借入金	37,000	1,021	87,952		88,973
証券金融会社借入金	1,200		1,280		1,280
信用取引借入金	3,733		220		220
有価証券貸借取引受入金	68,538		54,367		54,367
長期借入金	200			374	374
計	110,671	1,021	143,820	374	145,216

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券5,592百万円、短期借入有価証券25,548百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品10,295百万円、有形固定資産86百万円を差入れております。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
信用取引貸証券	3,087百万円	2,040百万円
信用取引借入金の本担保証券	7,256	3,661
短期貸付有価証券	3,817	68,499
現先取引により売却した有価証券	999	
差入証拠金代用有価証券	8,389	10,280
差入保証金代用有価証券	5,997	9,978

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	33,424百万円	27,422百万円
信用取引借証券	2,717	9,471
短期借入有価証券	79,272	136,622
受入証拠金代用有価証券	9,279	9,433
受入保証金代用有価証券	29,662	26,934
その他	734	864

4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	9,584百万円	10,552百万円

(連結損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
賞与引当金繰入れ	3,807百万円	1,722百万円
役員賞与引当金繰入れ	101	41
退職給付費用	538	294
役員退職慰労引当金繰入れ	40	46

2 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
土地		0百万円

3 固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び土地	84百万円	

4 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,145百万円	268百万円
組替調整額	810	2,675
税効果調整前	2,334	2,944
税効果額	628	989
その他有価証券評価差額金	1,706	1,954
為替換算調整勘定		
当期発生額	288	80
組替調整額		
税効果調整前	288	80
税効果額		
為替換算調整勘定	288	80
退職給付に係る調整額		
当期発生額	2,192	27
組替調整額	160	354
税効果調整前	2,031	326
税効果額	602	166
退職給付に係る調整額	1,429	160
その他の包括利益合計	3,424	2,195

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,685,238	3,380	759,089	13,929,529

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した759,000株及び単元未満株式の買増請求による89株であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	196
合計		196

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,722	14.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	3,723	14.00	平成26年9月30日	平成26年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,333	20.00 (うち記念配当 4.00)	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,929,529	3,003,090	226,051	16,706,568

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,000,000株及び単元未満株式の買増請求による3,090株であります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した226,000株及び単元未満株式の買増請求による51株であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	327
合計		327

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,333	20.00 (うち記念配当 4.00)	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	3,693	14.00	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,694	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	56,528百万円	45,204百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	488	588
現金及び現金同等物	56,039	44,615

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取り組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券、顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。更に、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場リスク委員会及び信用・オペリスク委員会を設置するとともに、関連規程を制定したうえで、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を市場リスク委員会での審議を経て取締役会で設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署（以下、「リスク管理部署」という。）が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場リスク委員会を原則として毎月2回、信用・オペリスク委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づきトレーディング業務につきまして、市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、全社マーケット関連リスク上限を取締役会で設定しております。更に、その上限の範囲内で、市場リスク委員会におきまして、自己ポジションを保有する所管部署ごとに、各所管部署ごとの予算・収益状況を勘案しつつVaR(バリュー・アット・リスク)ベースのポジション枠を設定して市場リスクを制限し、また、所管部署ごとに期中・月中ロスリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止するとともに、社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対する市場リスクの管理手法としましては、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(信頼区間99%、保有期間10日、観測期間750日)による管理を採用し、VaRに加えてストレス値(保有期間1日及び10日、観測期間750日)も計測するとともに、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的を実施しております。更に、ストレステストについては、商品や格付けのシナリオに応じたストレステストも定期的を実施しております。

また、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署につきましては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。

設定・配分された所管部署ごとのリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行われております。更に、取締役会においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
東海東京証券株式会社の市場リスク量(損失額の推計値)	682百万円	963百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、取引先リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。更に、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、あるいは東海東京証券株式会社の自己資本等を勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行ってまいります。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部店が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求などの保全手段の確保等の対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、信用・オペリスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。更に、取締役会においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、資金繰り管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに資金繰りの状況を正確に把握し、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格等に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	56,528	56,528	
(2) 預託金	26,267	26,267	
(3) 商品有価証券等(資産)	195,803	195,803	
(4) 信用取引資産	38,758	38,758	
(5) 有価証券担保貸付金	79,468	79,468	
(6) 短期差入保証金	9,675	9,675	
(7) 投資有価証券	10,032	10,032	
資産計	416,535	416,535	
(1) 商品有価証券等(負債)	63,271	63,271	
(2) 約定見返勘定	10,901	10,901	
(3) 信用取引負債	10,674	10,674	
(4) 有価証券担保借入金	4,805	4,805	
(5) 預り金	24,468	24,468	
(6) 受入保証金	7,230	7,230	
(7) 短期借入金	98,228	98,228	
(8) 短期社債	8,300	8,300	
(9) 1年内償還予定の社債	37,701	37,701	
(10) 社債	6,103	6,125	22
(11) 長期借入金	7,800	7,804	4
負債計	279,485	279,512	26
デリバティブ取引(資産)	2,315	2,315	
デリバティブ取引(負債)	6,861	6,861	
デリバティブ取引計	9,176	9,176	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負 債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返約定～(9)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	9,584	
その他有価証券	株式(非上場)	3,803
	その他	3,375
合計	16,763	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,696			
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(国債)	10			
合計	2,706			

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
信用取引借入金	7,810					
有価証券貸借取引受入金	3,805					
現先取引借入金	999					
短期借入金	98,228					
短期社債	8,300					
社債	37,701	3,303			150	2,650
長期借入金					3,500	4,300
合計	156,845	3,303			3,650	6,950

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	45,204	45,204	
(2) 預託金	28,711	28,711	
(3) 商品有価証券等(資産)	255,620	255,620	
(4) 信用取引資産	41,375	41,375	
(5) 有価証券担保貸付金	134,042	134,042	
(6) 短期差入保証金	11,696	11,696	
(7) 投資有価証券	8,045	8,045	
資産計	524,696	524,696	
(1) 商品有価証券等(負債)	129,790	129,790	
(2) 約定見返勘定	15,261	15,261	
(3) 信用取引負債	5,708	5,708	
(4) 有価証券担保借入金	68,538	68,538	
(5) 預り金	18,852	18,852	
(6) 受入保証金	10,605	10,605	
(7) 短期借入金	81,052	81,052	
(8) 短期社債	9,800	9,800	
(9) 1年内償還予定の社債	35,855	35,855	
(10) 社債	1,950	1,955	5
(11) 長期借入金	19,700	19,738	38
負債計	397,115	397,159	44
デリバティブ取引(資産)	3,651	3,651	
デリバティブ取引(負債)	7,326	7,326	
デリバティブ取引計	10,977	10,977	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負 債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(9)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		10,552
その他有価証券	株式(非上場)	3,545
	その他	2,928
合計		17,026

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,543			
合計	2,543			

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
信用取引借入金	3,733					
有価証券貸借取引受入金	68,538					
短期借入金	81,052					
短期社債	9,800					
社債	35,855	55	55	15	5	1,820
長期借入金			200	3,000	10,000	6,500
合計	198,979	55	255	3,015	10,005	8,320

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(平成27年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	41,707	1,097	4,961	318
債券	124,274	1,009	58,190	84
受益証券等	29,821	5,577	119	1

当連結会計年度(平成28年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	17,797	436	17,708	238
債券	208,886	1,454	112,061	2,079
受益証券等	28,936	3,269	19	0

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	9,226	4,050	5,176
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	9,226	4,050	5,176
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	796	909	113
	債券	10	10	0
	国債・地方債等	10	10	0
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	806	919	113
合計		10,032	4,969	5,063

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	6,243	3,464	2,778
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	6,243	3,464	2,778
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,801	2,395	593
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	1,801	2,395	593
合計		8,045	5,860	2,184

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	887	708	8
債券			
その他	849		
合計	1,736	708	8

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,886	2,602	4
債券	10		
その他	748		
合計	3,644	2,602	4

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について51百万円(その他有価証券の株式51百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について1百万円(その他有価証券の株式1百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	114,910		528	528
	買建	84,282		28	28
	通貨オプション取引				
	売建	71,857	51,939	5,511	1,266
	買建	36,701	32,472	1,794	59
	通貨スワップ取引	48,206	40,304	530	530

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	67,302		1,247	1,247
	買建	26,423		327	327
	通貨オプション取引				
	売建	109,671	69,282	5,792	366
	買建	65,220	51,458	3,642	477
	通貨スワップ取引	52,979	43,171	1,023	1,023

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建				
	買建				
	債券先物取引				
	売建	14,524		53	53
	買建	1,619		0	0
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	89,778	77,040	2,766	2,766
	支払固定・受取変動	99,760	87,820	2,882	2,882
	受取変動・支払変動	13,700	11,700	56	56
	キャップフロア取引				
	売建	3,000	3,000	77	57
	買建				
	スワップション取引				
	売建				
	買建				

(注) 債券先物取引、金利スワップ取引及びキャップフロア取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	27,285	11,676	77	77
	買建				
	債券先物取引				
	売建	27,787		39	39
	買建	26,071		9	9
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	78,323	65,148	3,196	3,196
	支払固定・受取変動	94,792	80,019	3,106	3,106
	受取変動・支払変動	14,400	14,400	9	9
	キャップフロア取引				
	売建	4,000	4,000	39	143
	買建	4,000	4,000	37	20
	スワップション取引				
	売建	1,000	1,000	44	10
	買建				

(注) 金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ取引、キャップフロア取引及びスワップション取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	33,168		1,013	1,013
	買建	852		1	1
	株価指数オプション取引				
	売建	975		18	0
	買建	3,550		1	1
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	91		0	0
	買建	611		47	39
	株券店頭オプション取引				
	売建	24,497	3,359	1,265	93
	買建	24,854	2,539	1,616	506
	エクイティスワップ取引	282		19	19

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	7,386		71	71
	買建	1,624		18	18
	株価指数オプション取引				
	売建	1,414		10	9
	買建	4,290		19	3
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	1,117		1	2
	買建	3,057		33	11
	株券店頭オプション取引				
	売建	32,148	12,095	3,665	375
	買建	29,125	10,318	4,126	723

(注) 株価指数先物取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(4) 時価算定方法

内規による時価算定基準によっており、主な算定方法は以下のとおりです。

種類	算定方法
株価指数オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
株価指数先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
金利先物取引	金融商品取引所又は外国金融商品取引所が定める清算価格又はこれに準ずる価格
債券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
株券店頭オプション取引、 特約付株券消費貸借取引、 エクイティスワップ取引	金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値
通貨オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
金利スワップ取引、 キャップフロア取引、 通貨スワップ取引、 スワップション取引	スワップレート、ボラティリティー等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額、ただし、一定の条件の下に金銭の相互支払が発生あるいは消滅するような取引は、受払いネットの金額の確率分布を勘案した将来価値を現在価値に割引く方法で算出した額

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の国内連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	10,552 百万円	11,307 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	862	
会計方針の変更を反映した期首残高	11,414	11,307
勤務費用	606	646
利息費用	106	105
数理計算上の差異の発生額	333	538
退職給付の支払額	485	586
過去勤務費用の発生額		
その他		
退職給付債務の期末残高	11,307	10,933

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	11,414 百万円	13,719 百万円
期待運用収益	108	183
数理計算上の差異の発生額	1,858	511
事業主からの拠出額	822	826
退職給付の支払額	485	586
その他		
年金資産の期末残高	13,719	13,631

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,307 百万円	10,933 百万円
年金資産	13,719	13,631
	2,411	2,697
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,411	2,697
退職給付に係る負債	百万円	百万円
退職給付に係る資産	2,411	2,697
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,411	2,697

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	606 百万円	646 百万円
利息費用	106	105
期待運用収益	108	183
数理計算上の差異の費用処理額	91	303
過去勤務費用の費用処理額	50	50
その他		
確定給付制度に係る退職給付費用	460	214

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	50 百万円	50 百万円
数理計算上の差異	2,100	275
その他	18	
合計	2,031	326

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	292 百万円	241 百万円
未認識数理計算上の差異	3,571	3,296
合計	3,864	3,537

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
株式	57.88%	55.90%
債券	27.22	27.55
一般勘定	9.01	9.82
その他	5.89	6.73
合計	100.00	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は37.37%、当連結会計年度は36.44%それぞれ含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.93%	0.93%
長期期待運用収益率	0.95%	1.33%
予想昇給率	5.10%	5.40%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	554 百万円	547 百万円
退職給付費用	78	80
退職給付の支払額	85	162
制度への拠出額		
退職給付に係る負債の期末残高	547	465

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	百万円	百万円
年金資産		
非積立型制度の退職給付債務	547	465
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	547	465
退職給付に係る負債	547 百万円	465 百万円
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	547	465

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 78百万円 当連結会計年度 80百万円

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度488百万円、当連結会計年度510百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の人件費	135百万円	147百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	1百万円	1百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員7名、従業員8名及び当社子会社の取締役4名、執行役員20名、従業員144名、合計185名	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参与21名、従業員139名、合計184名
株式の種類及び付与数	普通株式 863,000株	普通株式 1,048,000株
付与日	平成23年1月5日	平成23年9月30日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成23年1月5日～平成25年1月31日	平成23年9月30日～平成25年9月30日
権利行使期間	平成25年2月1日～平成28年1月31日	平成25年10月1日～平成28年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与22名、従業員146名、合計194名	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与23名、従業員151名、合計200名
株式の種類及び付与数	普通株式 939,000株	普通株式 979,000株
付与日	平成24年9月7日	平成25年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	平成24年9月7日～平成26年9月30日	平成25年9月6日～平成27年9月30日
権利行使期間	平成26年10月1日～平成29年9月30日	平成27年10月1日～平成30年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与39名、従業員181名及び当社子会社の取締役2名、合計225名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与39名、従業員184名及び当社子会社の取締役2名、合計227名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,092,000株	普通株式 1,092,000株
付与日	平成26年9月5日	平成27年9月4日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	平成26年9月5日～平成28年9月30日	平成27年9月4日～平成29年9月30日
権利行使期間	平成28年10月1日～平成31年9月30日	平成29年10月1日～平成32年9月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 第2回新株予約権は、当連結会計年度末までに行使期間を終了しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	84,000	128,000
権利確定		
権利行使	66,000	59,000
失効	18,000	
未行使残		69,000

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		971,000
付与		
失効		4,000
権利確定		967,000
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	279,000	
権利確定		967,000
権利行使	101,000	
失効		12,000
未行使残	178,000	955,000

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,092,000	
付与		1,092,000
失効	20,000	16,000
権利確定		
未確定残	1,072,000	1,076,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	332	249
行使時平均株価(円)	767	852
付与日における公正な評価単価(円)	67.59	53.04

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	275	797
行使時平均株価(円)	828	
付与日における公正な評価単価(円)	53.98	152.07

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	819	927
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	162.12	99.31

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第7回新株予約権	
株価変動性 (注)1	38.10%	
予想残存期間 (注)2	3.58年	
予想配当 (注)3	33円 / 株	
無リスク利率 (注)4	0.026%	

(注)1 平成24年2月6日から平成27年9月4日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成26年3月期から平成27年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	451百万円	419百万円
未払事業税	334	85
賞与引当金	1,250	528
退職給付に係る負債	692	567
役員退職慰労引当金	63	55
金融商品取引責任準備金	124	134
有価証券評価減	114	101
減損損失	532	499
その他	973	1,044
小計	4,537	3,435
繰越欠損金	308	113
繰延税金資産計	4,845	3,548
評価性引当額	2,005	1,315
繰延税金資産合計	2,839	2,232
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,850	861
その他	1,498	1,634
繰延税金負債合計	3,348	2,495
繰延税金資産(負債)の純額	509	262

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,283百万円	208百万円
固定負債 - 繰延税金負債	1,792	470

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	33.06%
交際費等の永久差異		1.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		16.77
繰越欠損金控除額		0.04
住民税均等割額		0.45
持分変動利益		0.15
持分法による投資利益		1.75
評価性引当額の増減額		2.23
連結の未実現利益調整額等		16.40
法定実効税率変更による影響		0.44
その他		0.45
税効果会計適用後の法人税等の負担率		30.32

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.63%に変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が24百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が79百万円、その他有価証券評価差額金額が45百万円、退職給付に係る調整累計額が57百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、愛知県において、賃貸用のオフィスビルを有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は123百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)、売却損は84百万円(特別損失に計上)であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は121百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高 (百万円)	1,647	1,458
	期中増減額 (百万円)	189	17
	期末残高 (百万円)	1,458	1,441
期末時価(百万円)		1,149	1,163

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減額は賃貸不動産の売却に伴う減少(195百万円)、減価償却費(24百万円)による減少であります。また、当連結会計年度の主な増減額は減価償却費(22百万円)による減少であります。
- 3 期末の時価は、「不動産鑑定評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるた
め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載
を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるた
め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載
を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石田 建昭			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.13		ストック・ オプション の権利行使	11		

(注) 平成22年6月29日、平成23年6月29日、平成24年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	579円91銭	580円16銭
1株当たり当期純利益	69円51銭	46円92銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	69円33銭	46円87銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	157,351	155,204
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,718	2,115
(うち新株予約権)	(196)	(327)
(うち非支配株主持分)	(2,522)	(1,787)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	154,633	153,089
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	266,652,586	263,875,547

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	18,499	12,423
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	18,499	12,423
普通株式の期中平均株式数(株)	266,140,944	264,796,756
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	687,752	236,022
(うち新株予約権)(株)	(687,752)	(236,022)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(新株予約権の数971個)及び第6回新株予約権(新株予約権の数1,092個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第6回新株予約権(新株予約権の数1,072個)及び第7回新株予約権(新株予約権の数1,076個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	平成27年 1月7日 ～ 平成28 年 3月 30日	8,300	9,800 (9,800)	0.09 ～ 0.18	無担保社債	平成27年 4月7日 ～ 平成28 年 6月 20日
	普通社債	平成26年 3月28日 ～ 平成28年 3月30日	40,178	34,900 (34,900)	0.30 ～ 1.80	無担保社債	平成27年 4月7日 ～ 平成29年 3月29日
	他社株転 換条項付 社債	平成26年 12月11日 ～ 平成27年 3月19日	425		0.10 ～ 11.10	無担保社債	平成27年 5月7日 ～ 平成28年 2月18日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	平成26年 10月16日 ～ 平成27 年 1月 28日	700	700 (300)	0.70 ～ 1.80	無担保社債	平成28年 4月18日 ～ 平成42年 1月29日
	コーラ ブル債	平成24年 10月15日 ～ 平成28年 3月23日	2,400	2,000 (600)	0.35 ～ 1.45	無担保社債	平成27年 4月20日 ～ 平成48年 3月24日
	デュアル カレン シー債	平成27年 1月13日 ～ 平成27年 7月23日	100	205 (55)	0.01 ～ 0.15	無担保社債	平成28年 1月14日 ～ 平成37年 1月14日
合計			52,104	47,605 (45,655)			

- (注) 1 「当期末残高」のうち()内は、1年内償還予定の金額であります。
- 2 当社が当連結会計年度中に発行した短期社債の総額は49,200百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は47,700百万円であります。
- 3 当社が当連結会計年度中に発行した社債の総額は33,829百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は39,827百万円であります。
- 4 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
45,655	55	55	15	5

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	98,028	81,052	0.35	
1年以内に返済予定の長期借入金	200			
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	7,800	19,700	0.58	平成31年3月28日～ 平成43年3月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	7,810	3,733	0.60	
有価証券貸借取引受入金	3,805	68,538		
現先取引借入金	999			
合計	118,644	173,023		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
	200	3,000	10,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	20,702	36,620	53,087	67,584
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	7,388	11,481	15,733	17,925
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,155	7,855	10,649	12,423
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	19.33	29.56	40.17	46.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	19.33	10.20	10.59	6.72

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,976	8,674
立替金	3 1	1
短期貸付金	3 53,000	3 40,000
前払金	1	3
前払費用	3 170	3 185
未収入金	3 3,107	3 1,315
未収還付法人税等	-	343
未収収益	3 406	3 448
デリバティブ債権	3 69	3 39
繰延税金資産	327	87
流動資産合計	60,061	51,097
固定資産		
有形固定資産		
建物	217	719
構築物	0	0
工具、器具及び備品	349	644
土地	1,249	1,249
無形固定資産		
ソフトウェア	1	2
その他	0	3
投資その他の資産		
投資有価証券	1 13,195	1 10,743
関係会社株式	67,670	68,120
その他の関係会社有価証券	433	441
関係会社長期貸付金	3 25,000	3 25,000
従業員に対する長期貸付金	20	20
長期差入保証金	3 351	3 607
長期前払費用	29	32
前払年金費用	126	613
繰延税金資産	244	1,515
その他	730	731
貸倒引当金	203	202
固定資産合計	109,417	110,245
資産合計	169,478	161,343

(単位：百万円)

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 200	-
短期社債	8,300	9,800
1年内償還予定の社債	3 38,617	3 36,039
リース債務	3 2	3 2
未払金	3 495	3 322
未払法人税等	1,666	226
未払費用	3 548	3 531
預り金	215	192
前受金	-	0
前受収益	3 313	3 310
賞与引当金	453	143
役員賞与引当金	101	41
デリバティブ債務	3 69	3 39
流動負債合計	50,985	47,649
固定負債		
社債	6,103	1,950
長期借入金	-	1 200
リース債務	3 5	3 3
退職給付引当金	296	250
資産除去債務	-	70
その他	254	3 306
固定負債合計	6,659	2,781
負債合計	57,644	50,430
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	24,200	24,203
資本剰余金合計	33,200	33,203
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	15,640	19,254
利益剰余金合計	42,429	46,043
自己株式	3,639	6,390
株主資本合計	107,990	108,857
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,647	1,728
評価・換算差額等合計	3,647	1,728
新株予約権	196	327
純資産合計	111,833	110,912
負債純資産合計	169,478	161,343

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第103期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第104期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	12,997	8,892
関係会社貸付金利息	1,547	1,483
経営指導料	4,808	5,049
営業収益合計	3 19,353	3 15,425
営業費用		
販売費及び一般管理費	1、 3 5,471	1、 3 5,047
金融費用	2、 3 236	2、 3 175
営業費用合計	5,708	5,222
営業利益	13,645	10,203
営業外収益		
受取配当金	468	649
受取家賃	567	3 640
投資事業組合運用益	1	4
その他	8	3 20
営業外収益合計	1,046	1,315
営業外費用		
社債発行費	3 84	3 79
投資事業組合運用損	12	97
その他	1	3 5
営業外費用合計	97	182
経常利益	14,594	11,335
特別利益		
投資有価証券売却益	708	2,602
新株予約権戻入益	1	1
特別利益合計	710	2,603
特別損失		
投資有価証券売却損	8	4
関係会社株式評価損	181	-
退職給付制度移行損	119	-
退職給付信託設定損	73	-
ゴルフ会員権評価損	0	-
契約解約金	63	-
特別損失合計	447	4
税引前当期純利益	14,857	13,934
法人税、住民税及び事業税	2,533	1,363
法人税等調整額	1,453	69
法人税等合計	1,079	1,294
当期純利益	13,777	12,640

【株主資本等変動計算書】

第103期(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	24,143	33,143	26,789	9,308	36,097	3,835	101,405
当期変動額									
剰余金の配当						7,445	7,445		7,445
当期純利益						13,777	13,777		13,777
自己株式の取得								2	2
自己株式の処分			56	56				198	255
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計			56	56		6,332	6,332	195	6,584
当期末残高	36,000	9,000	24,200	33,200	26,789	15,640	42,429	3,639	107,990

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,875	1,875	104	103,386
当期変動額				
剰余金の配当				7,445
当期純利益				13,777
自己株式の取得				2
自己株式の処分				255
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1,771	1,771	91	1,863
当期変動額合計	1,771	1,771	91	8,447
当期末残高	3,647	3,647	196	111,833

第104期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	24,200	33,200	26,789	15,640	42,429	3,639	107,990
当期変動額									
剰余金の配当						9,026	9,026		9,026
当期純利益						12,640	12,640		12,640
自己株式の取得								2,824	2,824
自己株式の処分			3	3				73	77
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計			3	3		3,614	3,614	2,750	866
当期末残高	36,000	9,000	24,203	33,203	26,789	19,254	46,043	6,390	108,857

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,647	3,647	196	111,833
当期変動額				
剰余金の配当				9,026
当期純利益				12,640
自己株式の取得				2,824
自己株式の処分				77
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1,919	1,919	131	1,788
当期変動額合計	1,919	1,919	131	921
当期末残高	1,728	1,728	327	110,912

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価等をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～47年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保資産の対象となる債務

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
投資有価証券	678百万円	374百万円
担保資産の対象となる債務		
1年内返済予定の長期借入金	200	
長期借入金		200

2 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
東海東京証券香港	55百万円	89百万円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	55,807百万円	41,410百万円
長期金銭債権	25,096	25,101
短期金銭債務	1,504	568
長期金銭債務	5	56

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内訳

	第103期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	第104期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
従業員給料	1,379百万円	1,242百万円
福利厚生費	820	719
賞与引当金繰入	453	143
役員賞与引当金繰入	101	41
退職給付費用	235	37
不動産費	702	824
事務委託費	382	536
減価償却費	51	64

(注) 全額が一般管理費に属するものであります。

(表示方法の変更)

「事務委託費」は、前事業年度まで金額的重要性が乏しいため主な内訳として表示しておりませんでした。が、当事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の100分の10を超えたため、主な内訳として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の当該金額を注記しております。

2 金融費用の内訳

	第103期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	第104期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
社債利息	209百万円	171百万円
デリバティブ損益	0	0
支払保証料	24	
支払利息	2	2

3 関係会社との取引高

	第103期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	第104期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
関係会社からの営業収益	19,353百万円	15,425百万円
関係会社への営業費用	549	544
関係会社との営業取引以外の取引高	84	98

(有価証券関係)

第103期(平成27年 3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,591百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額2,078百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額433百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

第104期(平成28年 3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,591百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額2,528百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額441百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,334百万円	1,098百万円
減損損失	609	577
関係会社株式	601	570
投資有価証券評価損	87	69
貸倒引当金	65	61
賞与引当金	150	44
その他	628	548
繰延税金資産計	3,478	2,969
評価性引当額	1,207	603
繰延税金資産合計	2,271	2,366
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,699	737
その他		25
繰延税金負債合計	1,699	763
繰延税金資産(負債)の純額	571	1,602

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	327百万円	87百万円
固定資産 - 繰延税金資産	244	1,515

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第103期 (平成27年3月31日)	第104期 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等の永久差異	0.71	0.57
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.35	21.23
住民税均等割額	0.05	0.05
役員賞与	0.24	0.24
評価性引当額の増減額	0.61	3.88
法定実効税率変更による影響	1.45	0.83
その他	0.09	0.34
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.27	9.29

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.63%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が76百万円減少し、法人税等調整額が115百万円、その他有価証券評価差額金額が39百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	866	532		29	1,398	678
	構築物	7			0	7	7
	工具、器具 及び備品	374	313		18	687	43
	土地	1,249				1,249	
	計	2,497	845		47	3,343	729
無形 固定資産	ソフト ウェア	13	2		1	16	13
	その他	0	3		0	4	0
	計	14	6		1	20	13

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	203		1	202
賞与引当金	453	143	453	143
役員賞与引当金	101	41	101	41

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで												
定時株主総会	6月中												
基準日	3月31日												
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り・買増し													
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社												
取次所													
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額												
公告掲載方法	「当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載しておこなう。」 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tokai.tokyo-fh.jp												
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主を対象として、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。 <table border="1" data-bbox="496 1160 1302 1413"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>500円相当の優待商品</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上3,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上5,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>5,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>5,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> </tbody> </table>	保有株式数	優待商品	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点	10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点
保有株式数	優待商品												
100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品												
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点												
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点												
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点												
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点												

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第103期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第103期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及びその確認書	第104期第1四 半期報告書	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月11日 関東財務局長に提出。
	第104期第2四 半期報告書	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月10日 関東財務局長に提出。
	第104期第3四 半期報告書	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月9日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果)		平成27年6月29日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書 (ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)		平成27年8月24日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の訂正報告書	平成27年8月24日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書		平成27年9月4日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況報告書			平成27年8月10日 関東財務局長に提出。 平成27年9月9日 関東財務局長に提出。 平成28年3月10日 関東財務局長に提出。 平成28年4月11日 関東財務局長に提出。 平成28年5月9日 関東財務局長に提出。 平成28年6月7日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			平成27年5月1日 関東財務局長に提出。
			平成27年5月29日 関東財務局長に提出。
			平成27年7月1日 関東財務局長に提出。
			平成27年7月2日 関東財務局長に提出。
			平成27年8月3日 関東財務局長に提出。
			平成27年8月12日 関東財務局長に提出。
			平成27年9月7日 関東財務局長に提出。

平成27年9月18日
 関東財務局長に提出。
 平成27年10月2日
 関東財務局長に提出。
 平成27年11月13日
 関東財務局長に提出。
 平成27年11月27日
 関東財務局長に提出。
 平成27年12月22日
 関東財務局長に提出。
 平成28年1月8日
 関東財務局長に提出。
 平成28年2月10日
 関東財務局長に提出。
 平成28年2月23日
 関東財務局長に提出。
 平成28年2月26日
 関東財務局長に提出。
 平成28年4月1日
 関東財務局長に提出。
 平成28年4月5日
 関東財務局長に提出。
 平成28年4月13日
 関東財務局長に提出。
 平成28年5月6日
 関東財務局長に提出。
 平成28年5月23日
 関東財務局長に提出。
 平成28年5月27日
 関東財務局長に提出。
 平成28年6月2日
 関東財務局長に提出。
 平成28年6月17日
 関東財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書

平成26年7月25日提出の発行登録書にかかる訂正発行登録書

同上

同上

同上

同上

平成27年7月2日提出の発行登録追補書類にかかる訂正発行登録書

平成27年6月30日提出の訂正発行登録書にかかる訂正発行登録書

平成26年7月25日提出の発行登録書にかかる訂正発行登録書

同上

同上

同上

同上

平成27年4月2日
 関東財務局長に提出。
 平成27年5月29日
 関東財務局長に提出。
 平成27年6月29日
 関東財務局長に提出。
 平成27年6月29日
 関東財務局長に提出。
 平成27年6月30日
 関東財務局長に提出。
 平成27年7月2日
 関東財務局長に提出。
 平成27年7月31日
 関東財務局長に提出。
 平成27年8月11日
 関東財務局長に提出。
 平成27年8月14日
 関東財務局長に提出。
 平成27年8月24日
 関東財務局長に提出。
 平成27年9月4日
 関東財務局長に提出。
 平成27年11月10日
 関東財務局長に提出。

同上	平成27年12月11日 関東財務局長に提出。
同上	平成28年1月22日 関東財務局長に提出。
平成28年1月22日提出の訂正発行登録書にか かかる訂正発行登録書	平成28年1月29日 関東財務局長に提出。
平成26年7月25日提出の発行登録書にかか る訂正発行登録書	平成28年2月9日 関東財務局長に提出。
同上	平成28年3月4日 関東財務局長に提出。
同上	平成28年3月23日 関東財務局長に提出。
同上	平成28年4月21日 関東財務局長に提出。
平成28年4月21日提出の訂正発行登録書にか かかる訂正発行登録書	平成28年4月28日 関東財務局長に提出。
平成26年7月25日提出の発行登録書にかか る訂正発行登録書	平成28年5月6日 関東財務局長に提出。
同上	平成28年5月31日 関東財務局長に提出。
同上	平成28年6月13日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 晴 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。